

令和4年度
志免町教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
(令和3年度分)

令和4年

志免町教育委員会

目 次

第1章 点検及び評価の概要	1
第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
第2 点検及び評価の実施方針について	1
1 点検及び評価の目的	
2 点検及び評価の対象	
第2章 点検及び評価の結果	1
第1 志免町教育委員会の活動状況について	1
1 教育委員会の概要	
2 教育委員会の主な活動実績	
3 活動の評価	
第2 志免町教育委員会の重点目標及び令和3年度主要施策の推進状況について	2
学校教育主要施策	
施策1 ～施策3 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進	3
施策4 ～施策7 豊かな心を育てる教育の推進	9
施策8 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	14
施策10～施策12 社会にはばたく力を育成する教育の推進	15
施策13～施策16 安全で快適な教育環境の整備推進	19
社会教育主要施策	
施策9 社会教育活動の推進体制の整備	24
施策17 地域活動の支援	25
施策18～施策19 スポーツ・文化活動の推進	26
施策20 文化財の保存・活用	28
施策21 人権教育・人権啓発の推進	29
第3章 学識関係者意見	31

第1章 点検及び評価の概要

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成26年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、改正法という。)において、法第26条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されています。

この規定により、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするものとされています。

第2 点検及び評価の実施方針について

1 点検及び評価の目的

(1) 志免町教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。

(2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進します。

2 点検及び評価の対象

令和3年度「第2期志免町教育振興基本計画」に掲げられた施策の指標について点検評価を行います。

3 点検及び評価の実施方法

(1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施します。

(2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行います。なお、意見書については、学校教育に造詣の深い学識経験者をお願いします。

(3) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を志免町議会に提出します。また、報告書は志免町のホームページ等を活用して公表するものとします。

第2章 点検及び評価の結果

第1 志免町教育委員会の活動状況について

1 教育委員会の概要

平成28年4月1日から新「教育長」に移行しており、志免町教育委員会は、志免町長が志免町議会の同意を得て任命した教育長と4名の委員により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行しています。

教育長の任期は3年、委員の任期は4年です。また、教育委員のうちから教育長職務代理者が置かれます。

【委員名簿】

令和4年3月31日現在

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	金 子 眞 恵	
教育長職務代理者	執 行 喜 砂 雄	元小学校長
委 員	牟 田 口 朱 美	元 PTA 役員
委 員	藤 原 愁 子	元 PTA 役員
委 員	立 花 栄 樹	保 護 者

2 教育委員会の主な活動実績**(1) 教育委員会会議の実績**

教育委員会会議は原則として毎月定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催しています。令和3年度は、定例会10回・臨時会5回開催し、議案33件、報告事項106件、協議事項6件について審議等を行いました。

(2) 学校訪問等

町内各学校の学校訪問を延べ6回行い、校内の視察や学校関係者との懇談等を行いました。また、運動会や、体育会などの視察、入学式や卒業式、立志式などの式典でのあいさつを行っています。

3 活動の評価**(1) 教育委員会会議について**

教育委員会会議では、事務局から提案された原案について町民の視点に立った協議を行うことに留意し、活発な議論を行いました。

今後、教育委員会としてより一層責任ある意思決定が行えるよう、教育施策などの特に重要な案件については、早い時期からこれまで以上に十分な時間をかけ、よりよい改善が図られるようにします。

(2) 学校訪問等

学校訪問や学校行事等への積極的な出席に努め、各学校の実態を把握し、関係者との懇談や情報交換を行い、志免町の実情に応じた施策が展開できるよう情報収集に努めました。

今後も、町民の意向を反映した教育行政を展開するために、学校現場の実態を把握し、関係者との意見交換にこれまで以上に努めることとし、学校訪問時には、各学校へ適切に指導助言ができるようにしていきます。

第2 志免町教育委員会の重点目標及び令和3年度主要施策の推進状況について

志免町教育委員会は、志免町教育行政の基本となる「志免町の教育の基本目標」を掲げています。この基本目標を受け、志免町の教育の目標を「夢や志をもち、ふるさと志免を拓く人づくり」と掲げ、目標達成のための9つの基本施策の柱のもと、毎年度「学校教育主要施策」と「社会教育主要施策」をまとめ、志免町立小中学校に周知しています。

志免町の教育の基本目標

- | |
|---|
| 1 “人”と“街”がにぎわい魅力あふれるまち(人づくりと地域づくり)
2 子供の笑顔があふれるまち【子ども】 |
|---|

志免町の教育の目標

夢や志をもち、ふるさと志免を拓く人づくり

学校教育主要施策

1. 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進

(1) 確かな学力向上

<施策1> 「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」の推進

施策の方向性

- ◆ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、基礎学力の向上に取り組み、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成を目指します。
- ◆ 志免町学力向上プランの3つの柱（「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」）に基づき、各学校の指導体制や指導方法の改善を進め、確かな学力を育成する基盤づくりに取り組みます。

主な取組

○ 志免町学力向上プランの策定と取組の推進

- ・全国学力・学習状況調査、福岡県学力調査から明らかになった課題をもとに「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」の視点で毎年度、志免町学力向上プランを策定します。

○ 研究指定事業の委嘱（「授業づくり」）

- ・志免東中学校に福岡県学力向上推進拠点校指定事業（R2～R4）、志免中学校に福岡県英語教育重点市町村指定事業（R2～R4）を委嘱し、授業・組織運営・人材育成の一体的改善を図るとともに、町全体で研究成果を共有し、各校の校内研究や授業研修の活性化と深化を図ります。

○ 町教育委員会主催の学校訪問の実施（「授業づくり」）

- ・年1回（11月）、町教育振興基本計画に基づき、各学校の教育活動について指導・助言を行い、特色ある教育課程の編成と推進を図ります。

○ 町学力向上検証委員会の実施（「授業づくり」）

- ・年2回（9月・2月）に町学力向上検証委員会を実施し、学力向上の取組の実践発表・交流を通して、各校の学力向上プランや学力向上検証改善ロードマップの活用を充実を図ります。

○ 各校の主題研究に基づく研修支援（「授業づくり」）

- ・指導主事の日常的な学校訪問や各校の主題研究の支援を通して教師の授業力の向上を図るとともに、各校の校内研修体制の充実を図ります。

○ 町で統一した学力調査の実施（「授業づくり」）

- ・小中学校において、学力向上の取組の検証のために学力調査を実施し、調査結果をもとに日々の授業における課題を分析し授業改善を図るとともに、個に応じた指導や補充学習等による支援の充実を図ります。

○ 少人数学習対応支援員（学級補助員）の配置（「授業づくり」）

- ・小学校に少人数学習対応支援員（学級補助員）を配置し、算数を中心として習熟の程度に応じた少人数学習の充実を図ります。

○ 小中連携の推進（「集団づくり」）

- ・小学6年生の中学校体験授業や、小学6年生と中学1年生の絆づくりの交流を通して、小中の接続を円滑にしながら、義務教育9年間をひとまとまりと考えた教育活動を展開します。

○ 楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-Uの活用（「集団づくり」）

- ・学級集団の状況を複数の教職員で客観的に分析し、児童生徒への理解を深め、指導の手立てを明らかにしていくことで安心して学べる学級集団づくりに努めます。

○ 地域の教育資源を活用した教育活動の推進（「授業づくり」）

- ・小学校中学年社会科学習において、社会科学副読本を活用し、志免町に根ざした学習の充実を図ります。

○ 家庭学習の習慣化（「習慣づくり」）

・学力向上のために家庭で取り組むことを示した「家庭学習の仕方」を保護者に配付し、家庭と連携しながら家庭学習の充実を目指します。

○ 学習規律の定着の推進（「習慣づくり」）

・落ち着いた雰囲気の中で児童生徒が学習に集中することができるように、学びの基盤となる学習規律を同一中学校区の小学校や小中学校間で共通理解、共通実践を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
標準化得点※2 (授業づくり)	全国学力・学習状況調査における標準化得点の教科ごとの 平均値 対象：小6、中3	小：国語 101.1 算数 102.2 中：国語 94.5 数学 87.5 (R元) ※1	小：国語 110 算数 110 中：国語 105 数学 105	小：国語 100.0 算数 99.1 中：国語 102.2 数学 101.7
Q-U※3 (集団づくり)	Q-Uにおいて、学校生活意欲が小学校28(小3は29)ポイント以上、中学校73ポイント以上の児童生徒の割合 対象：小3以上	小：77% 中：78%	小：80% 中：80%	小：75% 中：83%
計画的学習 習慣 (習慣づくり)	全国学力・学習状況調査において「家で、自分で計画的に勉強する」と回答した児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：65.4% 中：48.4% (R元) ※1	全国平均値以上 (R3) 小：74.0% 中：63.5%	小：67.4% 中：61.5%
検証改善ロードマップ※4 活用度	学力向上プランを基にした検証改善ロードマップの活用率	100%	100%	100%

【今後の取組の方向性】

授業づくりにおいては、令和2年度から志免東中学校に福岡県学力向上推進拠点校事業の研究指定を委嘱し、「授業改善」及び「組織マネジメント力の向上」の確立を図りました。授業改善の具体としては、教師と生徒が授業の目標を共有し、教師の「教えたい」から生徒の「学びたい」授業へと改善し、その成果が全国学力・学習状況調査に表れ、全国平均を上回る結果となりました。それは志免中学校においても同様に全国を上回る成績です。小学校では令和元年度より減少しているため、中学校の学力向上を小学校へも浸透させるべく、令和4年度は志免東中学校の学力向上に結び付いた授業改善を町全体に広める研修を多く取り入れ、益々の向上に努めていきます。

その基盤となる学力向上プランや学力向上ロードマップを、定期的に見直しながらか進めて参ります。

集団づくりにおいては、学校生活意欲が小学校は減少し、中学校が増加しました。これは、小学校においては、令和3年度も令和2年度に続き、コロナ禍であるため日常生活において行動の制限があったり、学校行事が精選されたりし、児童生徒の自主性を発揮する場や人とかかわる機会が減少したことが原因であると考えられます。中学校では、中学3年生をリーダーとした絆づくりの活動を意図的に取り入れたり、体育会をブロック制にするなどの生徒主体の自治活動を尊重したりしたことが増加の原因と考えられます。令和4年度は小学校においても児童主体の活動を多く取り入れるなどの工夫をし関係づくりを促進します。

最後に、習慣づくりでは、家庭学習にみられる児童生徒の主体的な学びの姿を指標としていますが、令和元年度より小中学校共に上昇しました。要因の一つに、ICT教材を効果的に家庭学習に位置付けたことがあります。これにより児童生徒の実態に合った課題を出すことができている。また、令和4年度は、新学習指導要領に応じた児童生徒の主体性を育む「家庭学習の仕方」のリーフレットを全家庭に配布し、小学1年生から9年間を通して主体的に学ぶ子どもの育成を促進します。

注解

- ※1 R2年度は全国学力・学習状況調査が中止であったため、現状値をR元年度とした
- ※2：標準化得点とは、(本町の正答数) / (全国の正答数) ×100 で算出される。
- ※3：Q-Uとは、QUESTIONNAIRE—UTILITIES(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の略。学級集団の状態や、子ども一人一人の意欲・満足感などを測定できる。
- ※4：検証改善ロードマップとは、学力向上に向けた検証改善サイクルを効果的に活用できるようにした年間計画

1. 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進

(2) 運動・スポーツ機会の充実

<施策2>小中学生の体力向上

施策の方向性

- ◆ 児童生徒が運動やスポーツをする機会を充実させ、体を動かす習慣づくりに取り組みます。
- ◆ オリンピック、パラリンピック等を契機とした運動・スポーツへの関心を向上させます。

主な取組

○ 体力向上に関する事業の推進

- ・各学校で計画的かつ継続的に「1校1取組」運動に取り組むとともに、体育・保健体育の授業の充実・改善を図ります。
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施し、体育学習や運動部活動の充実に活かしながら、児童生徒の体力向上を図ります。

○ 学校と家庭、地域が連携した運動・スポーツの推進

- ・各学校での体力テストや体育授業の充実のために、スポーツ推進委員を積極的に活用します。
- ・部活動の専門的な技術指導を行う体制の整備を図るために、保護者や地域住民の協力を得ながら中学校に部活動指導員の配置に努めます。
- ・保護者や地域住民の協力を得ながら、地域（区）における児童生徒を対象としたスポーツ活動を積極的に推進します。

○ オリンピック・パラリンピック等を契機とした運動・スポーツへの関心を高める取組の推進

- ・スポーツまたはスポーツマンシップが、チャレンジや努力を尊ぶ態度、ルールの尊重やフェアプレーの精神、他者の尊重や自己実現、健康増進等にもたらす効果を学び、スポーツをしようとする機運や体を動かすことへの自発的な関心の向上につなげます。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果※1 (R3年度)
T得点 (小・中学生 の体力)	全国体力・運動能力、運動習慣等調査※2における体力のT得点※3 対象：小5男女、中2男女	小男：49.9 小女：47.9 中男：49.5 中女：48.9 (R元)	50	小男：51.3 小女：52.0 中男：53.0 中女：52.0
小・中学生の 運動習慣の定 着度	福岡県児童生徒体力・運動能力調査 における学校の体育の授業以外で、 週3日以上運動やスポーツをする児 童生徒の割合 対象：全学年	46% (R元)	65%	47.5%

【今後の取組の方向性】

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちの運動する機会が制限されました。体育の授業においても休み時間や放課後の遊びにおいても、友達と共に運動をすることが制限され、のびのびと運動をすることが例年よりも減っています。そのような中でも、T得点は令和元年度の数値を上回り、令和7年度の目標値も上回る結果となりました。これは、このような状況の中でも1校1取組を止めず、外遊びや縄跳びなどのできるときにできる取組をするという意図的な機会づくりをしたことが功を奏しているといえます。令和4年度も引き続き、機を捉えた運動機会を保障することに

努めます。さらに、運動習慣を定着させるためには、機会を的確に捉えるとともに、体育の授業や1校1取組などで運動の楽しさを味わわせる工夫をし、家庭や地域においても運動をしたいと思えるような運動好きな児童生徒を育てることに一層努めます。

注解

※1 R3年度の体力テストでは、小学校においてコロナ感染症予防のため、体を接触させる運動や呼吸が荒くなる運動（上体起こし、20mシャトルラン）等について実施しなかった学校がある。実施した種目の数値を平均し、結果として示した。

※2 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施項目は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げの8種目

※3 T得点とは、全国平均値に対する相対的な位置を示し、単位や標準偏差が異なる調査結果を比較する値であり、平均値50点、標準偏差10点の標準得点。「 $T得点 = 50 + 10 \times (\text{調査結果} - \text{平均値}) / \text{標準偏差}$ 」

1. 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進

(3) 健やかな体の育成

<施策3>健康教育の充実

施策の方向性

- ◆ 児童生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、食に関する指導の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働した取組を推進します。
- ◆ 性や心の健康に関する正しい知識の普及・啓発及び児童生徒の不安や悩みの解決を図るために学校、家庭、医療機関等との連携を推進します。
- ◆ 家庭・関係機関等との連携により、新型コロナウイルス感染症対策を推進します。

主な取組

○ 食に関する指導の充実

- ・給食主任や栄養教諭、学校栄養職員を中心に、食に関する指導の充実を図ります。
- ・児童生徒が給食を通して食生活に関する基本的習慣やマナー、栄養に関する知識を身に付け、健康的な食生活を送ることができるように指導の充実を図ります。

○ 学校と家庭、地域が連携した運動の推進

- ・福岡県PTA連合会の“新”家庭教育宣言や学校通信を通じて「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進に努めます。
- ・手作りMY弁当の日を通して、食べ物や生産者等への感謝の心を養います。

○ 新型コロナウイルス感染症対策の推進

- ・学校における児童生徒の健康観察を確実にを行い、手洗い・マスク着用を徹底します。
- ・家庭と連携して児童生徒の健康状態について把握し、児童生徒の感染からの抵抗力を高めるために十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事の摂取を啓発します。
- ・学校における密閉・密集・密接の回避、教室の消毒など感染症対策を講じます

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
朝食摂取の割合	全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と回答している児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：94.2% 中：92.1% (R元)	全国平均値以上 (R3) 小：94.9% 中：92.8%	小：93.4% 中：92.3%

【今後の取組の方向性】

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策を令和2年度に引き続き行いました。消毒やCO₂モニター等を必要箇所に設置した環境面の対策や児童生徒自身の健康への意識の高揚を目指した手洗いやマスクの徹底等の知識や習慣化を図る指導などを行いました。児童生徒の健康への意識の高まりが規則正しい生活にも及び、朝食摂取の割合は令和元年度に引き続き高い結果でした。健康の基盤は十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事の摂取であることを児童生徒へ指導するだけでなく、家庭にも啓発し健やかな体の育成に一層努めます。

2. 豊かな心を育てる教育の推進

(1) 道徳性を養う心の教育の充実

<施策4> 道徳教育の充実

施策の方向性

- ◆ 道徳科の充実に向けて、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような授業の実現に努めます。
- ◆ いのちを大切にできる心、他人を思いやる心や公共のためになることを大切にできる心を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。
- ◆ 我が国とふるさと志免を愛する心や国際社会に貢献する心などを身に付けることができるよう、道徳科や各教科などの指導を推進します。

主な取組

- **体験活動と関連させた道徳科の指導**
 - ・道徳科と各教科・外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育、とりわけ体験活動との効果的な関連を位置づけたカリキュラム・マネジメントを通して、実感に基づく道徳教育を推進する中で道徳性を高めます。
- **道徳授業の保護者への公開**
 - ・保護者や地域住民を対象に道徳科の授業を公開し、他人を思いやる心、郷土を愛する心など心の教育に対する理解を図ります。
- **道徳授業に関する校内研修の実施**
 - ・道徳に関する校内研修を実施し、自分への信頼感や自信などの自尊感情を高め、生命尊重の精神や規範意識を育む道徳科の充実を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
郷土を愛する意識	全国学力・学習状況調査において「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」と回答している児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：49.1% 中：35.2% (R元)	全国平均値以上 (R3) 小：52.4% 中：43.8%	小：48.3% 中：42.0%
自尊感情を有する割合	全国学力・学習状況調査において「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：86.6% 中：75.5% (R元)	全国平均値以上 (R3) 小：76.9% 中：76.2%	小：78.2% 中：79.8%

【今後の取組の方向性】

令和3年度は特に「いのちを大切にできる心」を育てることに重点をおき、全小中学校において「生命尊重」に関する道徳科の授業公開を保護者に対して行いました。志免町全教職員に対しても、命を大切にできる道徳科授業の展開について研修を行いました。

いのちを大切にできる心は自他共に大切にできる心につながります。「自分によいところがある」という自尊感情の高さを表す指標においては、小・中学校がともに全国を上回る結果となりました。今後も自分を認めることができるような、自分に合った目標を定めた活動における成功体験の積み重ねやペアやグループ活動において自分の役割を友達と共に果たす協働活動などを意図的に仕組み、自尊感情の向上に努めます。さらに、令和4年度はコミュニティ・スクールが始まることをよい機と捉え、郷土を愛する意識を高める活動を充実させ身の回りにあるものや人に感謝できる心の育成に努めます。

2. 豊かな心を育てる教育の推進

(2) きめ細かな生徒指導の充実

<施策5>いじめ・不登校等への対応

施策の方向性

- ◆ 「志免町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止、正確な認知等の取組を推進します。
- ◆ いじめ、不登校、暴力行為等の生徒指導上の諸問題の未然防止・早期発見・早期対応を図るために、一人一人に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や地域との連携・協力などにより、学校が組織的に対応する取組を推進します。
- ◆ 町適応指導教室「ぐんぐん」において、様々な理由から登校できない児童生徒に学習を含めた様々な支援を行います。

主な取組

- **いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会の設置**
 - ・年3回町いじめ問題対策連絡協議会を、また年1回町いじめ問題専門委員会を実施し、いじめ問題に関する対策と現状について学校、教育委員会、関係機関で情報交換します。
- **小中学校合同の生徒指導委員会の実施**
 - ・小中学校合同の町生徒指導委員会に、指導主事や教育相談員等を派遣し、いじめ・不登校を中心とする生徒指導上の諸問題の解決に向けた学校間の連携を図ります。
- **小中学校で一貫した非行防止や規範意識の醸成に関する指導の充実**
 - ・SNS等を介したいじめ等のトラブルの未然防止やインターネット等の適正な利用を推進するために、児童生徒が主体的にルール、マナーを学ぶ取組、情報モラル等を身に付けさせる指導の充実、家庭でのスマートフォンのルールづくりなどを推進します。
 - ・児童生徒の薬物乱用を防止するために、学校における体育科・保健体育科及び関連教科における学習指導をもとに、関係機関等と連携し、薬物乱用防止教室を開催します。
- **スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置**
 - ・教育委員会の教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者が生活の中で抱えている様々な問題（家庭生活、いじめ、不登校、虐待等）に対する教育相談体制の充実を図ります。
- **小中学校の校内生徒指導委員会等へのスクールソーシャルワーカー等の派遣**
 - ・各小中学校の生徒指導委員会等にスクールソーシャルワーカーを派遣し、生徒指導上の実態把握や教職員への支援を行い、生徒指導体制をサポートします。
- **学校生活に関するアンケートの実施**
 - ・いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するために、定期的にアンケートを実施します。
- **不登校対応支援員（学級補助員）の配置**
 - ・中学校の校内適応指導教室に不登校対応支援員（学級補助員）を配置し、学習等の支援や教室復帰に向けた取組の充実を図ります。
- **町適応指導教室「ぐんぐん」の設置**
 - ・様々な理由から学校に行けない町立小中学校に在籍している児童生徒に対して、教員免許所持者、大学生などが学習を含めた様々な支援を行います。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消※ ¹ した件数の割合	96.9%	全国平均値以上 (R2) 92.2%	95.2%
不登校割合	不登校児童生徒の割合	小：2.2% 中：5.5%	全国平均値以下 (R2) 小：1.0% 中：4.1%	小：2.2% 中：7.0%
不登校復帰率	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小：60.2% 中：68.8%	全国平均値以上 (R2) 小：27.8% 中：28.1%	小 32.4% 中 44.7%

【今後の取組の方向性】

令和3年度のいじめの認知率は、小学校8.0%（全国7.6%）、中学校8.1%（同3.3%）でいずれも全国平均を上回りました。これはいじめの定義を正しく認識し、いじめの小さな芽から根絶していこうという意識の表れです。認知から解消に向けた取組も積極的に行ったことで、全国平均以上の解消率となりました。今後も解消率100%を目指して根気強く丁寧に取り組んでいきます。根絶するために、「なぜいじめが起こるのか」、「なぜいじめがいけないのか」「いじめは人の命を奪うことがある」こと等を児童生徒と共に考え、丁寧に解消をしていく学校づくりに励みます。不登校児童生徒の割合は、小学校2.2%、中学校7.0%で、全国と比較して小学校は2倍、中学校では、1.7倍でした。町としては、新規を生まない「未然防止」に力を入れるようにしています。新規不登校者を減らすことでこの数値削減を目指していきます。また、中学校の不登校の状況をみたときに、小学校からの継続した不登校である生徒が多く入学していることが要因としてあります。小学校のうちに不登校となった児童についてはその要因を分析し、関係機関と連携した組織的な対応をしています。そして、不登校の解消・復帰を目指しています。全国と比べ高い解消・復帰率があるのは、その表れです。益々の強化を目指します。

注解

※1 「いじめ解消」の定義は、加害行為がやんでいる状態が3カ月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

R2年度よりいじめの解消率の算出方法が変更されている。

いじめの解消率の算出は次の方法による。

$(3\text{月末までに解消したいじめの総件数} / 11\text{月までに発生したいじめの総件数}) \times 100$

2. 豊かな心を育てる教育の推進

(3) 体験活動の推進

<施策6>環境や福祉等に関する教育の充実

施策の方向性

- ◆ 発達の段階に応じて、総合的な学習の時間等において、児童生徒が体験を通じて環境について学ぶ生活体験や自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動等の多様な体験活動を促進します。
- ◆ 発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳科等において、社会福祉についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図ります。

主な取組

○ 環境問題に関する教育の推進

- ・自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験を設けることや、地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶことを推進します。

○ 福祉に関する教育の推進

- ・発達の段階に応じて社会福祉やボランティア等についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神等の育成を図ります

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
環境問題や福祉に関する教育の実施学校数	総合的な学習の時間等における、環境問題や福祉に関する学習の実施学校数	6校 (R元) ※1	6校	6校

【今後の取組の方向性】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のために、全部の学校では実施できなかった環境問題や福祉に関する教育については、今年度は、人と接することには制限はありましたが、できる体制を整え、全校が実施できました。特に ICT の活用に効果があり、環境問題や福祉に関する課題を知ったり、それを解決するための案を話し合ったりするなどできました。しかし、本来の目的である、実際に体験をして実践的に学ぶということは令和3年度も制限された中ではありましたが、福祉では障がいを持った方や病院にお勤めの方を招聘して講話をいただくようなできる形での交流をすることができました。また、環境問題に対する教育は身近なところで対策できる学校回りの清掃や生活の中でできるSDGsなどに取り組みました。今後は、感染状況などに留意しながらも少しずつ体験活動を増やし、実感を伴った環境問題や福祉の課題解決ができるよう、総合的な学習の時間の充実を図ります。

注解

※1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため環境問題や福祉に関する体験活動が実施できませんでした。

2. 豊かな心を育てる教育の推進

(4) 読書活動の推進

<施策7>子どもの読書活動の充実

施策の方向性

- ◆ 読書に親しむことを通じて豊かな感性や想像力を育むため、「志免町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域における子どもの読書活動や学校全体での日常的な読書活動を促進します。
- ◆ P T Aを通じた保護者への読書活動に対する理解促進や、ボランティア団体との連携促進等により、学校・家庭・地域・民間による子どもの読書活動を推進します。

主な取組

○ 子どもの読書活動の推進

- ・ 志免町子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動を促進します。
- ・ 町立図書館を拠点館として学校図書館との人的ネットワーク化を図り、情報や図書の交流など町と学校が一体となった読書活動を推進します。
- ・ 小中学生全員に「読書通帳」を配付し、町立図書館で借りた本の履歴を目に見える形にすることで、読書意欲を促進します。
- ・ 司書教諭を中心とした学校図書館連絡会を設置し、小中学校における図書や読書活動の質的な充実に努めます。
- ・ 読み聞かせなどの住民ボランティア養成を目的とした講座を実施するとともに、ボランティアの協力を得て、読み聞かせ等の活動によって学校の読書活動の充実に努めます。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
読書習慣のある割合	全国学力・学習状況調査において「1日30分以上読書する」と回答した児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：32.5% 中：19.9% (R元)	全国平均値以上 (R3) 小：37.4% 中：28.9%	小：36.1% 中：26.6%

【今後の取組の方向性】

令和3年度は1日30分以上読書をする児童生徒の割合が、令和元年度と比較し、小学校が3.6%、中学校が6.7%増加しました。これは、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策のため学校図書館の使用が制限されていましたが、令和3年度は緩和されたり、見通しを持った計画的な読書活動の位置づけを各校で行うことができたりしたことが理由として考えられます。新学習指導要領においても文字離れをした児童生徒に今必要な力として、読む力や書く力などが重視されています。各校においては、意図的に、学校で読書をする時間を確保しています。

令和3年度に作成した「家庭学習の仕方」には、読書についても呼びかけており、子どもの読書の重要性やその習慣化することを推進します。さらには、町立図書館の取組について、例えば、「読書通帳」や「14歳の14冊」、絵本に興味を持つ機会としての講演会などを、保護者に対しても啓発していきます。

3. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

<施策8> 学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備

施策の方向性

- ◆ 「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進するために、コミュニティ・スクールを推進します。
- ◆ 学校、家庭、地域が連携、協働し、それぞれが役割と責任を担い、地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ります。

主な取組

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動事業の一体的推進
 - ・学校と地域が目指す子どもの姿や学校の教育目標等を共有できるコミュニティ・スクールと、地域が学校のパートナーとして地域人材を生かした多様な活動を行う地域学校協働活動を一体的に推進します。
- 学校評価等の公表
 - ・各学校の自己評価及び学校関係者評価を実施し、公表します。
- 「土曜授業」の実施
 - ・地域とともにある学校づくりの推進に向けて「土曜授業」を実施し、学力向上及び家庭・地域との連携強化を図ります。
- 「教育について考える月」の周知
 - ・福岡県が11月を「ふくおか教育月間」と制定したことを踏まえて、本町では、11月を「教育について考える月」とし、小中学校における授業参観など教育に関する関心と理解を深める取組を行い家庭・学校及び地域が連携して子どもを育てていく機運を醸成します。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
地域と協働の活動を行った学校数	コミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を「よく行った」と回答した学校数	1校 (R元)	6校	2校

【今後の取組の方向性】

令和3年度は、令和4年度のコミュニティ・スクール始動のための準備期間とし、「志免町コミュニティ・スクール準備委員会」を立ち上げました。そこでは、これに係る令和3年度の学校評議員や町内会長と志免町のコミュニティ・スクールの方向性を確認したり、志免町の目指す子どもの姿を「明るい挨拶ができる子ども」と決定したりしました。また各校においても、新型コロナウイルス感染症のために途絶えていた地域の方との行事や取組、仕組みを再構築する期間としました。実際の協働による活動に関しましては、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために制限することが多く、指標を達成した学校は2校でした。

令和4年度は、いよいよコミュニティ・スクールを始動します。土曜授業なども活用し、実際に保護者や地域と協働できる機会を意図的に仕組んでいきます。

4. 社会にはばたく力を育成する教育の推進

(1) 個性や能力を伸ばす教育の推進

<施策10>一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実

施策の方向性

- ◆ 「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、共生社会の実現に向けて、障がいのある子どもの一人一人の自立と社会参加を目指し、就学前から中学校卒業後までを見通した、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図ります。

主な取組

- 個別の指導計画や教育支援計画の作成
 - ・小中学校、高等学校等において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるように、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成します。
- 「ふくおか就学サポートノート」の活用の促進
 - ・成長が気になる子どもの就学前から学校卒業後までを見通した継続性のある指導・支援を充実させるために、保護者や学校の先生などが協力しながら子どもの成長を記録していく「ふくおか就学サポートノート」の活用を促進します。
- 特別支援教育体制の整備
 - ・町教育支援委員会との連携及び特別支援学級等担当者研修会の実施を通して、義務教育9年間を見据えた個別支援や校内体制の充実を図ります。
 - ・関係機関等と連携を図り、各学校の発達に課題のある児童生徒への指導内容や指導方法について、日常的・継続的な支援を行います。
- 教職員の専門性の向上
 - ・障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うために、教職員の専門性の向上に努めます。
- 特別支援学級対応支援員（学級補助員）及び特別支援教育相談員の配置
 - ・特別支援学級等に学級補助員を配置し、特別な教育的支援が必要な児童生徒への支援体制の充実を図ります。
 - ・特別支援教育相談員を配置し、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の対応について、学級担任等への支援の充実を図ります。
- 教育環境の整備
 - ・障がいのある子どもが安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を促進します。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
特別支援教育の個別計画作成率	個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成している割合	100%	100%	100%
ふくおか就学サポートノート活用率	特別な支援を要する子どもの小中の引継ぎにおける「ふくおか就学サポートノート」の活用率	—	100%	73.8%

【今後の取組の方向性】

現在、特別支援を要する児童・生徒数が増加しています。特別支援学級が増えそれに伴いその担任も増えています。これまで以上に児童・生徒にとって必要な支援を見極め、その支援が児童・生徒一人一人に届くことが求められています。まずは、指標にある「個別計画」の作成です。児童・生徒の支援の

必要性を分析し、家庭とともに共有しながら支援にあたります。その作成率は100%です。ただ、その内容が大切ですので、令和4年度は、各校が作成したものを学校教育課が確認する機会を設け、指導を行います。併せて、ふくおか就学サポートについても、各家庭への配布のみならず、「活用をする」とまでできたのは73.8%でした。活用の仕方の指導も行い、家庭と学校をつないだり、学校と進路先をつないだりし、幼小中高の切れ目のない支援に役立てていきます。

3. 社会にはばたく力を育成する教育の推進

(2) キャリア教育の推進

<施策11> キャリア教育・職場体験の推進

施策の方向性

- ◆ 変化の激しい社会の中で、子どもが希望を持って自立的に自らの未来を切り拓き、社会で自立していく力を身に付けるために、キャリア教育を推進します。
- ◆ 地域の企業・経済団体等と連携して、子どもの発達段階に応じた勤労観・職業観を育み、自立した生き方を考えさせるための職場体験を推進します。

主な取組

○ 発達段階に応じた計画的、継続的、組織的なキャリア教育の推進

- ・これまで学校だけの視点で作られ進められてきた教育課程や教育活動について、地域の人々などとのつながりの中で、基礎的・汎用的能力を身に付け、生涯に渡る社会的・職業的自立ができるようキャリア教育の充実を図ります。
- ・職場体験や様々な社会体験を取り入れ、望ましい勤労観や職業観、集団生活に必要な規範意識やマナーなどの向上を図ります。
- ・小学校4年生で「二分の一成人式」、中学校2年生で「立志式」を実施して、目的意識をもって主体的に進路を選択するキャリア教育の充実を図ります。
- ・キャリアパスポート*を活用し、授業や学校行事などで心に残ったこと、自分が成長できたことを小学校段階から記録させ、年度ごとの振り返りを通してキャリア教育の充実を図ります。
- ・総合的な学習の時間、特別活動などにおける社会人等の積極的な活用を促進します。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
将来の夢や目標を持っている割合	全国学力・学習状況調査において「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合 対象：小6、中3	小：81.4% 中：68.6% (R元)	全国平均値以上 小：80.3% 中：68.6% (R3)	小：79.0% 中：65.4%

【今後の取組の方向性】

令和3年度の「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合は、令和元年度や全国平均をやや下回る結果となりました。コロナ禍である現在は、社会情勢として入ってくる情報も暗いものが多いことや、感染対策のために外とのつながり及び活動が制限されていることがその要因と考えられます。令和3年度は、夏季と冬季にオリンピックがあり、機を捉えて各校では道徳科や総合的な学習の時間などで夢や目標をもつことについて考える時間を設定してきました。また、中学校においては、高校の体験入学や出前授業などを積極的に行い、生徒に将来を実感できる活動を仕組みました。

令和4年度は、さらに、児童生徒が夢や目標をもてる機会を創意工夫し、発達段階に応じたキャリア教育の推進に努めます。

注解

* キャリアパスポートとは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。

4. 社会にはばたく力を育成する教育の推進

(3) 国際的視野を持つ人材の育成

<施策12> 英語力の向上

施策の方向性

- ◆ グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小中学校における英語教育の充実を図ります。

主な取組

- 国際化に対応する国際理解教育や外国語教育の充実
 - ・小中学校に、外国語指導助手（ALT）を配置し、英語によるコミュニケーション能力の育成や国際理解教育を推進します。
- 小学校の英語教育の推進
 - ・英語力・指導力の高い教職員を育成する研修を啓発するとともに、児童の英語コミュニケーションへの意欲向上を図るためにイングリッシュセミナーを実施します。
- 中学校の英語教育の推進
 - ・教職員の英語力向上に向けた研修への参加を奨励するとともに、中学3年生に対する英検I B Aを実施し、英語力の高い生徒を育成します。
 - ・志免中学校に福岡県英語教育重点市町村指定事業（R2～R4）を委嘱し、英語学習の補助を行う英語学習支援員や個の英語力に応じた学習支援ソフトの効果的な活用について研究し、生徒の英語力の向上に努めます。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
生徒の英語力	CEFR A1レベル相当以上（英語検定3級程度以上）の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合 対象：中3	61.0%	国の目標値以上 (R元参考値) 中3：50%	53.2%

【今後の取組の方向性】

令和3年度は、令和2年度に引き続き志免中学校において、福岡県英語教育重点市町村指定事業の研究を進めてきました。英語学習支援員の配置、英語力に応じた学習支援ソフトやICT機器の効果的な活用を通して、生徒の英語力の向上に努めました。町の冬季の統一テストにおいても小学6年生及び中学3年生は英語科を取り入れており、児童生徒の英語力の向上を小中共に目指しています。さらに、令和3年度は、夏季休業中に小学校低学年の希望者を対象としたイングリッシュ・デイ・キャンプを実施しました。参加した児童の様子や事後のアンケートからは英語に興味関心が高いことが伺えました。令和4年度も計画し、小学校低学年から英語に対する意欲を高めるための取組の充実を図ります。また、英検を受験する生徒に対して受験料を補助し、英語力及び学習意欲の向上を図ります。

注解

※ CEFR（セファール）とは、Common European Framework of Reference for Languages：ヨーロッパ言語共通参照枠のこと。外国語学習者の4技能：「聞く・話す・読む・書く」の能力や修得状況を評価するために用いられます。A1・A2・B1・B2・C1・C2の6段階のレベルに分かれている。

5. 安全で快適な教育環境の整備推進

(1) GIGA スクール構想の実現

<施策13> 学校 ICT 環境の整備・情報活用能力の育成

施策の方向性

- ◆ 現在、ICTがあらゆる分野で活用されており、今後、生活手段や学習手段として重要となる情報活用能力を子どもが身に付けることができるように、国の「GIGAスクール構想」に基づき、ICTを活用できる教育環境の整備を進めます。
- ◆ 小学校からのプログラミング教育の導入を踏まえ、児童生徒の情報活用能力の育成に向けたプログラミング教育の実施と教職員の指導力向上を図ります。
- ◆ 児童生徒の発達段階に応じて、情報通信機器を活用する上での情報リテラシー及び情報モラルを高める教育の充実を図ります。

主な取組

- 1人1台コンピュータの整備
 - ・国は、「GIGAスクール構想」として児童生徒に1人1台のコンピュータと通信ネットワークを一体的に整備する教育ICT環境の充実を進めており、多様化する児童生徒の個性に合わせた「個別最適化された学び」の推進と新型コロナウイルス感染症等の非常時における学習環境の保障のため、1人1台コンピュータの整備を図ります。
- ICTを活用した学習活動の充実
 - ・「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善や基礎学力の定着に向けて、小中学校におけるICT活用の推進体制を構築します。
 - ・タブレットドリルを積極的に活用し、基礎・基本の定着から、思考・判断・表現の力の育成まで、自動採点などデジタルの特性を活かしながら効率よく学習を進め、学習意欲を喚起します。
 - ・児童生徒の系統的な情報活用能力の育成に向けて、プログラミング教育の指導力の向上を図ります。
- 情報リテラシー及び情報モラル教育の充実
 - ・情報を正しく活用する力（情報リテラシー）を高め、情報に関するトラブル等が生じないようにするために、情報社会における必要な態度や考え方（情報モラル）を学ぶ教育の充実を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
ICTの授業での活用学校数	ICT機器を活用した授業をほぼ毎日行っていると回答した学校数	1校	6校	6校
教職員のICT活用指導力	授業にICTを活用して指導することができる教職員の割合	52.9%	100%	67.9%

【今後の取組の方向性】

令和3年度は、令和2年度に整備した一人一台端末や各教室に配置された電子黒板や書画カメラを駆使し、全小中学校がICT機器を活用した授業をほぼ毎日行うことができました。特に児童生徒用のタブレットについては、毎日の教育課程外の帯時間を使ってドリルパークによる基礎学習に取り組んだり、発達段階に応じたタイピング練習なども行ったりしました。新型コロナウイルス感染症対策のためのオンライン授業も、その技能習得のための目標を年間に位置付け、教師も児童生徒も滞りなく実施することができました。今後は、このICT機器を「使用する」ことから「活用する」ことへ目標転

換をし、必要に応じた ICT 機器の授業活用や、働き方改革への一助としていきます。教師の ICT 活用指導力については、基本的な操作は全職員ができますが、今後求められる力とする「協働的な学び」につながるグループディスカッションに活用をしたり、様々なソフトウェアの知識を得て実践したりするなどに不十分さがある教職員がいることで、指標については100%となりませんでした。さらに、担任外の教職員は使用する機会が少なく、「使って慣れる」活用力については、実際には身に付きにくい傾向があることがわかりました。研修などを取り入れ、どの教職員も活用指導力を身に付けられるような研修の機会を増やします。

注解

※ GIGA スクール構想とは、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想のこと。

GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略

5. 安全で快適な教育環境の整備推進

(2) 児童生徒の安全確保

<施策14> 管理体制の整備

施策の方向性

- ◆ 学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携し、登下校時における安全の確保を図ります。
- ◆ 学校における防犯教育や児童生徒の安全を確保する取組の充実を図ります。
- ◆ 児童生徒が自らの判断で、安全を確保する能力を身に付ける防災教育を推進します。

主な取組

- 通学路の安全確保
 - ・学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携し、登下校時における交通事故や不審者等からの安全の確保を図ります。
- 児童生徒の安全に関する情報の配信
 - ・情報配信サービスを活用し、児童生徒の安全にかかわる情報を個別に一斉配信します。
- 危機管理体制の整備と危機管理意識の高揚
 - ・「危機管理マニュアル」をもとに、学校における生命安全の確保を最優先とする学校危機管理体制を整え、教職員の危機管理意識の高揚に努めます。
 - ・児童生徒の個人情報セキュリティ対策として、本町作成の「情報セキュリティハンドブック」をもとに各学校の実態に応じて、情報セキュリティポリシーを作成し、重要な教育情報を適切に管理・運用します。
- 災害を想定した避難訓練の実施
 - ・火災や地震を想定した避難訓練を年2回実施して、災害発生時の危機対応が迅速かつ適切に行えるようにします。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
職員研修実施学校数	危機管理マニュアルに基づく職員研修の実施学校数	6校	6校	6校
避難訓練実施学校数	年2回の避難訓練(火災・地震)の実施学校数	6校	6校	6校

【今後の取組の方向性】

令和3年度の学校の危機管理については、児童生徒の生命安全の確保を最優先とする学校危機管理体制を整え、教職員の危機管理意識の高揚を目的とした研修会を各校で実施しました。火災及び地震を想定した避難訓練においては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、実際に避難する体験をし、自分の安全を自分で守るための方途を身に付けさせました。その際は、避難に必要な知識やこれまでに起こった災害時に得た教訓などを理解させる授業も併せて行いました。今後も、思考力や判断力を生かした避難や災害を想定した事前の防災への取組ができるような防災教育を推進していきます。

5. 安全で快適な教育環境の整備推進

(3) 学校施設の整備・充実

<施策15> 学校施設設備の整備・充実

施策の方向性

- ◆ 「志免町公共施設個別施設計画」(令和2年3月策定)では、小中学校校舎の大規模改修を実施しており、老朽化が進んでいる学校給食施設等については、今後建替えや改修を行うこととしています。これに基づき、学校給食施設等の整備について対応を行います。

主な取組

- 小中学校施設の長寿命化
 - ・「志免町公共施設個別計画」に基づき、学校施設の維持・管理に努め、長寿命化を図ります。
 - ・学校給食施設の改修等を実施します。
 - ・劣化状況が悪く緊急性の高いものについては早期に対応を検討します。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)
	※R2計画で100%に達したため、新たな整備計画などを検討し、R4年度以降の教育振興基本計画見直し時に指標を作成します。	—	—

【今後の取組の方向性】

校舎・体育館等については、当面劣化状況が進んでいる部位等の対応を行っていく予定です。また、老朽化が進んでいる学校給食施設等については、施設整備の方向性を定め、建て替えや改修等の検討を進めていきます。

5. 安全で快適な教育環境の整備推進

(4) 教職員の指導力・学校組織力の向上

<施策16> 職員の指導力量を高める研修の充実・働き方改革の推進

施策の方向性

- ◆ 教職員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるため、経験年数や職務内容に応じた研修や専門的な指導力を高める研修の充実を図ります。
- ◆ 「教職員の働き方改革取組指針」（福岡県教育委員会 令和2年3月改訂）に基づき教職員の働き方改革を推進します。

主な取組

○ 教職員の指導力量を高める研修の充実

- ・町教頭研修会を月1回開催し、管理職としての指導力向上や学校間の情報連携の強化を図ります。
- ・町の教育課題への対応について、小中学校の全教職員で学ぶ夏季教育研修会を実施します。
- ・指導力を高めてほしい教職員や実践的・専門的な研修が不足している講師等に、指導主事が個別に学級経営や授業の技術を教え、指導力量の向上を目指します。

○ 教職員の働き方改革の推進

- ・教職員が担うべき業務に専念できるように、勤務時間管理の適正化や学校現場における業務改善、校務のICT化による効率化等によって教職員の働き方改革を進めます。
- ・教職員の指導上の悩み、ストレスに適切に対応し、健全な心身をもって教育活動を行うことができるよう、教職員のメンタルヘルス対策の充実を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
教育研修会への積極的参加学校数	教職員が、校外の教科教育に関する研究会等によく参加していると回答した学校数	—	6校	3校
教職員の超過勤務の縮減割合	時間外勤務の上限目安、月45時間以下の教職員の割合	—	100%	75.8%

【今後の取組の方向性】

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症のため、教科教育に関する校外の研修そのものが中止となったり、紙面提案となったりしたため、よく参加したと回答した学校が半数に留まる結果となりました。基本研修となる若年教員研修会や中堅教員等研修会などにおいては、オンラインなどでも実施され、そのような機会を捉え、対象教職員は指導力向上を図りました。校外における研修の機会が少なかった令和3年度ですが、校内においては、論文執筆者への指導を各校の中堅教員が受け持つことで、若年教員を育てながらも中堅教員も必然的に学ぶ体制を仕組みました。今後は、さらに増える若年教員のためにも、「百聞は一見にしかず」の意で、他教職員の授業を見て学ぶ機会を増やす仕組みづくりに努めていきます。

さらに、二点目の指標である教職員の超過勤務の縮減が100%でなかったことは大きな課題といえます。職員が受け持つ仕事量や、仕事内容の適正、また業務のスリム化などを見直し、令和4年度はいずれの学校においても100%となるように努めていきます。

社会教育主要施策

3. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

(2) 青少年の健全育成

<施策9> 社会教育活動の推進体制の整備

施策の方向性

- ◆ 社会教育活動の振興を図るために、PTA、子ども会などの関係機関、団体との連携・協力体制の整備を図ります。
- ◆ 学習ニーズや社会的課題に適切に応えるため、社会教育に関する情報の提供や相談体制の充実を図ります。
- ◆ 町民一人一人の教育の重要性に関する意識を高めます。

主な取組

○ 社会教育活動の推進体制の整備

- ・ 青少年育成団体（子ども会育成会連絡協議会、PTA連絡協議会、青少年問題協議会・青少年指導委員等）の充実・強化、指導者・リーダーの育成、及び、家庭教育の支援体制の整備に努めます。
- ・ 社会教育への積極的参加の促進や、さまざまな人が活躍できる環境づくりに努めます。
- ・ 各社会教育団体との連携を密にし、住民への情報提供に努めます。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
地域社会と関わる ことができる割合	自分の周りにおいてあいさつや相談等ができる大人がいると答えた子どもの割合	78%	100%	77%

【今後の取組の方向性】

青少年の健全育成を目指して、青少年育成団体と情報を共有してきました。また、青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策の適切な実施を期すために、青少年問題協議会を開催しています。

今後も、青少年問題協議会等を行うことにより、地域の青少年の健全育成について情報の共有を図り、支援体制の確立に努めます。また、青少年育成団体との連携・協力体制をとりながら、体験活動及び地域での活動の充実を図ります。

6. 地域活動の支援

(1) 社会教育活動の支援

<施策17> 社会教育活動・住民活動の推進

施策の方向性

- ◆ 社会教育活動への積極的参加や、生涯学習活動ができるように、住民への情報提供や環境づくりに努めます。
- ◆ 行政と町内会が協力して、「志免町公共施設個別施設計画」(令和2年3月)に基づいて、公民館の維持管理、改修を行います。

主な取組

○ 公民館の活用促進

- ・町民の身近な交流の場として公民館の活用を促進します。また、中央公民館・自治公民館の連携と充実・強化を図り、自治公民館活動の活性化に努めます。

○ 公民館役員研修の実施

- ・公民館役員研修を実施し、地域の人材育成ができる機会を充実させます。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
公民館役員研修 参加者数	町公民館役員研修への参加者数	186人 (R元)	200人	— ※

※ R2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

【今後の取組の方向性】

社会教育への積極的参加を目指して、地域の公民館長や公民館主事に情報の提供を行い、相談体制の充実を図ってきました。また、公民館長会議の実施、公民館主事会との意見交換も行うなど連携を図っています。

今後も、町民への社会教育に関する情報の提供や、町民が活躍できる環境づくりに努めます。また、各社会教育団体に補助金の交付(公民館活動費補助金、公民館主事会連絡協議会活動費補助金)を行うことで、地域での社会教育に関する活動の充実を図ります。

7. スポーツ・文化活動の推進

(1) スポーツ活動の推進

<施策18>ライフステージに応じたスポーツの支援

施策の方向性

- ◆ 子どもから高齢者まで年齢に応じたスポーツに親しむ機会づくり、障がいのあるなしにかかわらずスポーツができる環境をつくります。
- ◆ スポーツ施設について、適切に維持管理、改修を行います。

主な取組

- 「する」「みる」「ささえる」の多様な形での「スポーツ参画人口」の拡大
 - ・様々な運動・スポーツ大会の開催で、町民の参加を促進し、スポーツをみる機会をつくります。また、スポーツ協会やスポーツ推進委員の活動・取組を支援します。
 - ・児童から大人までのライフステージに応じた運動・スポーツについて地域で取り組む活動を支援します。
- スポーツ施設の計画的な整備
 - ・既存スポーツ施設について、老朽化の状況やスポーツ施設利用者の状況に即した施設・設備の改修を計画的に進め、スポーツ施設利用者の需要に応じた環境改善を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
スポーツ施設の利用率	町内のスポーツ施設を利用したことのある人の割合	22%	50%	17%
スポーツ施設満足度	町内のスポーツ施設に対する満足度	73%	90%	83%

【今後の取組の方向性】

スポーツ活動の推進を目指して、スポーツ協会と連携しながら、町民への情報の提供や団体活動の充実に努めてきました。また、各種行事は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催できませんでしたが、施設の適切な管理等を行っています。

今後も、団体との連携をとりながら、町民のスポーツ活動の充実に努めます。また、総合公園の改修や弓道場の建設を進め、町民の健康づくりや活動のできる環境整備に努めます。

7. スポーツ・文化活動の推進

(2) 文化活動の推進

<施策19> 生涯学習・文化活動の活性化

施策の方向性

- ◆ 生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習できるように、情報提供を行い、文化活動の場づくり、機会づくりに努めます。
- ◆ すべての人が、生涯学習活動に参加できるように環境を整備します。

主な取組

- 文化祭等の発表の場の創造
 - ・町民の日頃の文化・芸術活動の発表の場として、志免町文化祭等を開催します。
- 生涯学習に関する情報提供
 - ・町のホームページ等を活用して生涯学習に関する講座・教室の案内や、住民による同好会やサークルなどの情報を提供します。
- 生涯学習施設等の計画的な整備
 - ・町民センターについて、耐震補強と併せて優先的に長寿命化改修を実施します。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
文化施設の利用率	町内の文化施設を利用したことのある人の割合	27%	50%	27%
文化施設の満足度	町内の文化施設に対する満足度	78%	90%	80%

【今後の取組の方向性】

文化活動の推進を目指して、文化協会と連携しながら、町民への情報の提供や団体活動の充実に努めてきました。また、各種行事は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催できませんでしたが、施設の適切な管理等を行っています。

今後も、団体との連携をとりながら、町民の文化活動の充実に努めます。また、町民センターの改修を進め、町民の文化活動のできる環境整備に努めます。

8. ふるさと意識の向上

(1) 郷土愛を育む町民の育成

<施策20> 文化財の保存・活用

施策の方向性

- ◆ 国重要文化財の旧志免鉱業所竪坑櫓の適切な保存と活用を進めます。
- ◆ 地域への愛着や誇りを育てるために、本町の歴史や伝統文化の継承を進めます。

主な取組

- 竪坑櫓の保存・活用
 - ・旧志免鉱業所竪坑櫓の保存管理を実施し、歴史を学習する貴重な資源として活用します。
 - ・竪坑櫓の周辺地域において、歴史や文化についてふれあえる拠点づくりを図ります。
- 本町の歴史や伝統文化の継承
 - ・七夕池古墳・亀山石棺など町内に分布する遺跡を保存し、本町の歴史の調査及び教育普及の推進を図ります。
 - ・歴史資料室で文化財を展示するとともに、保存・活用を進めます。
 - ・本町の埋蔵文化財の事前審査や民俗資料・伝統文化の継承を進めます。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
町文化財・伝統文化の認知度	町の文化財や伝統文化を知っている町民の割合	78%	80%	73%

【今後の取組の方向性】

国の重要文化財である旧志免鉱業所竪坑櫓の修理工事が、平成29年度から令和3年度の5年間で終了しました。また、文化財保護審議会の開催や歴史資料室の企画展、歴史講座や、炭鉱かるた大会を開催していましたが、今年度は竪坑櫓特別公開のみの開催となりました。

今後も、旧志免鉱業所竪坑櫓の周辺整備や、町内文化財の調査・研究を行いながら、文化財保護活動の充実を図ります。また、町民の郷土愛をはぐくむために、文化財の活用や伝統文化の継承に努めます。

9. 人権教育・人権啓発の推進

(1) 心豊かな人間性の育成

<施策21> 人権教育・啓発の推進

施策の方向性

- ◆ 人権尊重の意識や行動が定着するよう、「志免町人権教育・啓発基本指針」に基づき、様々な人権問題について、あらゆる機会をとらえて人権教育と人権啓発を推進します。
- ◆ 学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導内容及び方法を開発する研究実践を行い、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。
- ◆ 学校の教育活動全体を通して、一人一人の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度、実践力を身に付ける計画的、系統的な教育を推進します。

主な取組

- 人権・同和教育推進協議会の充実
 - ・人権・同和教育推進協議会の組織及び指導体制の充実に努めます。
- 人権相談事業等の実施
 - ・人権相談事業等を行い、人権尊重の心の育成に努めます。
- 人権週間・同和問題啓発強調月間の充実
 - ・人権週間・同和問題啓発強調月間での取組の充実に努めます。
- 人権教育実践研修会の実施と副読本の活用
 - ・町の全学校の教職員を対象とした人権教育実践交流会の実施や、同和教育副読本「かがやき」、人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら2」を活用した授業を推進します。
- 志免町子どもの権利条例に基づく教育の充実
 - ・教職員を対象とした志免町子どもの権利条例に関する研修会の実施や、児童生徒に対する志免町子どもの権利条例に基づく学習等の実施を通して、条例の周知や啓発に努めます。
 - ・児童生徒の望ましい人間関係づくりのために、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、人間関係づくりのスキル等の向上を図ります。
 - ・児童虐待の早期発見に努めるとともに、事案を発見した場合は、速やかに関係機関と連携して適切な対応を図ります。

指 標

指 標	指標の概要	現状値 (R2年度)	目標値 (R7年度)	結果 (R3年度)
町民の人権意識	人権尊重について正しく理解している町民の割合	61%	70%	66%
人権擁護の現状認識	人権が守られていると感じている町民の割合	88%	90%	84%
児童生徒の助け合いの意識	全国学力・学習状況調査において「人が困っているときは、進んで助けている」と回答している児童生徒の割合	小：91.5% 中：86.8% (R元)	全国平均値以上 (R3) 小：88.7% 中：88.5%	小：91.9% 中：90.3%

【今後の取組の方向性】

人権教育の推進を目指して、7月の「同和問題啓発講演会」、12月の「人権を尊重する町民のつど

い」を行っています。これらの行事は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催できませんでしたが、人権・同和教育推進協議会の開催、毎月の人権相談等を行っています。

今後も、人権・同和教育推進協議会とともに人権・同和教育の啓発を図り、人権擁護委員による相談事業を行います。また、同和団体とも連携しながら、人権問題解決に向けた活動の充実に努めます。

また、児童生徒の助け合いの意識については、小中学校共に令和元年度や全国の平均値を上回った結果となりました。コロナ禍において、人権に特化した道徳の授業や助け合いで社会が成り立っていることの生活上における実感などによりこのような高い数値に表れたといえます。令和4年度はコミュニティ・スクールも始動します。助け合いの意識を広げ、身近な人から自分と関わる人を広い視野に立つように指導し、益々の向上に努めます。

第3章 学識関係者意見

福岡教育大学教職大学院
教授 脇田 哲郎

令和4年度志免町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する意見書を下記の通り提出いたします。

記

第1章 点検及び評価の概要

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

志免町教育委員会では、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」の規定に則り、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会に提出し公表してきておられます。また、点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用しておられることは適切な実施だと考えます。

第2 点検及び評価の実施方針について

志免町教育委員会では、効果的な教育行政が一層推進されるよう、毎年、主要な施策や事務事業の取り組み状況について点検及び評価を行なっておられます。この点検及び評価の対象は、令和3年度「第2期志免町教育振興基本計画」に掲げられた施策の指標について行われます。具体的な点検評価は、毎年1回実施され、学識経験者の意見等を参考に、教育委員会で報告書を作成し、志免町議会に提出されるとともに、志免町のホームページにも公表されています。このことによって、志免町民への説明責任が十分に果たされ、信頼される教育行政の推進につながっていると考えます。

第2章 点検及び評価の結果

第1 志免町教育委員会の活動状況について

志免町教育委員会は、平成28年4月1日から新しい教育長に移行し、4名の委員と共に、令和3年度は、10回の定例会、5回の臨時会を開催され、33件の議案、106件の報告事項、5件の協議事項について積極的に審議等を行っておられます。また、6回の学校訪問を通して校内の視察や学校関係者との懇談等も行っておられます。

このような取組から、志免町教育委員会が、志免町民の意向を反映した教育行政を行うよう日頃から努力されておられることが分かります。

第2 志免町教育委員会の重点目標及び令和3年度主要施策の推進状況について

志免町教育委員会は、「志免町の教育の基本目標」を受け、志免町の教育の目標「夢や志をもち、ふるさと志免を拓く人づくり」を掲げられ、目標達成のための9つの基本施策を設定されておられます。これらを「学校教育主要施策」と「社会教育主要施策」の視点から見ていきたいと思います。

学校教育主要施策

1 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進

志免町教育委員会は、確かな学力、体力の向上を図る教育の推進に向け、＜施策1＞「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」、＜施策2＞小中学生の体力向上、＜施策3＞健康教育の充実に取り組みました。

<施策1>「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」について

施策1では、表1の内容に取り組みました。

表1：「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」に向けた具体的な取組

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 志免町学力向上プランの策定と取組の推進○ 研究指定事業の委嘱（授業づくり）○ 町教育委員会主催の学校訪問の実施（授業づくり）○ 町学力向上検証委員会の実施（授業づくり）○ 各校の主題研究に基づく研修支援（授業づくり）○ 町で統一した学力調査の実施（授業づくり）○ 少人数学習対応支援員（学級補助員）の配置（授業づくり）○ 小中連携の推進（集団づくり）○ 楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-Uの活用（集団づくり）○ 地域の教育資源を活用した教育活動の推進（授業づくり）○ 家庭学習の習慣化（習慣づくり）○ 学習規律の定着の推進（習慣づくり） |
|---|

その結果、中学校の標準化得点（全国学力・学習状況調査における標準化得点の平均値）とQ-U（学校生活意欲が73ポイント以上の生徒の割合）がR2年度よりも上昇しています。また、計画的学習習慣（「家で、自分で計画的に勉強する」と回答した児童生徒の割合）では、小中学校ともに上昇しています。さらに、検証改善ロードマップ（学力向上に向けた検証改善サイクルを効果的に活用できるようにした年間計画）の活用度が100%を示しています。このことから、「確かな学力向上」に向けた「授業づくり」「集団づくり」「習慣づくり」の推進は、概ね効果的であったと考えます。その理由として、学力向上を包括的に捉えた取り組みが推進されたことが挙げられると思います。今後も、志免町の良き社会人としての基礎となる全人的な学力の向上を目指して、学校、家庭、地域が一体となった取組を推進されることを望みます。特に、学校では「学校や学級の生活づくり」に主体的に参画する児童生徒の育成に向けた取組を一層充実されることが肝要だと考えます。

<施策2>小中学生の体力向上について

施策2では、表2の内容に取り組みました。

表2：小中学生の体力向上に向けた具体的な取組

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 体力向上に関する事業の推進○ 学校と家庭、地域が連携した運動・スポーツの推進○ オリンピック・パラリンピック等を契機とした運動・スポーツへの関心を高める取り組みの推進 |
|---|

その結果、T得点（小学5年生、中学2年生男女の全国平均値に対する相対的な位置を示し、単位や標準偏差が異なる調査結果を比較する値）が小5男女、中2男女全てが上昇しています。また、小・中学生の運動習慣の定着度（福岡県児童生徒体力・運動能力調査における学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒全学年の割合）がR2年度よりも1.5%上昇しています。このことから、小中学生の体力向上に向けた取り組みは効果的であったと考えます。その理由として、「1校1取組」や体育・保健体育の授業の充実が運動好きな子供の育成につながったと考えます。また、オリ・パラを契機とした運動・スポーツへの関心を高める取組の効果も挙げられると考えます。今後も引き続き、取組を充実していかれることを望みます。また、効果検証には、児童生徒の質問紙調査などの結果も掲載されると数値による検証の裏付けができますので検討して頂ければと考えます。

<施策3>健やかな体の育成について

施策3では、表3の内容に取り組みました。

表3：健やかな体の育成に向けた具体的な取組

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 食に関する指導の充実○ 学校と家庭、地域が連携した運動の推進○ 新型コロナウイルス感染症対策の推進 |
|---|

その結果、朝食摂取の割合（小6、中3の「朝食を毎日食べている」と回答している割合）がR2年度よりも中学校で0.3%上昇しており、概ね効果があったと考えます。その理由として、栄養教諭や学校栄養職員を中心とした食に関する指導の充実が挙げられます。今後は、小中学校の学級活動(2)の「食

育の観点を踏まえた、「学校給食と望ましい食習慣の形成」の内容を食育の視点（食事の重要性・心身の健康・食品を選択する能力・感謝の心・社会性・食文化）から題材化し、小学校1年生から中学校3年生までの義務教育9カ年間で満遍なく指導できるようにすることで、小中で一貫した食に関する指導の充実が図られると考えます。また、学校給食に地場産物を積極的に活用することは、地域産業の活性化にもつながるなど志免町への貢献も大きいと考えます。

2 豊かな心を育てる教育の推進

志免町教育委員会は、豊かな心を育てる教育の推進に向け、＜施策4＞「道徳教育の充実」、＜施策5＞いじめ・不登校等への対応、＜施策6＞環境や福祉等に関する教育の充実、＜施策7＞子供の読書活動の充実に取り組みました。

＜施策4＞「道徳教育の充実」について

施策4では、表4の内容に取り組みました。

表4：「道徳教育の充実」に向けた具体的な取組

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 体験活動と関連させた道徳科の指導 ○ 道徳授業の保護者への公開 ○ 道徳授業に関する校内研修の実施 |
|---|

その結果、郷土を愛する意識（「地域や社会をより良くするために何をすべきか考えることがある」と回答した小6，中3の児童生徒の割合）が中学校で6.8%上昇しています。また、自尊感情を有する割合（「自分には良いところがある」と回答した小6，中3の児童生徒の割合）が中学校で4.3%上昇しています。しかしながら、小学校では郷土を愛する意識が0.8%，自尊感情を有する割合が8.4%減少しています。道徳教育の充実は、道徳科の授業の充実だけでは不十分なところがあります。特に、自尊感情は、自分は大切にされている、自分は必要とされていると言った他者からの賞賛や承認、評価が影響すると生徒指導提要にも示されているように、授業や係活動、委員会活動なかで一人一人の努力を肯定的に評価し合うなどの取組にも広げていかれることを願います。

＜施策5＞いじめ・不登校等への対応について

施策5では、表5の内容に取り組みました。

表5：いじめ・不登校等への対応に向けた具体的な取組

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会の設置 ○ 小中学校合同の生徒指導委員会の実施 ○ 小中学校で一貫した非行防止や規範意識の醸成に関する指導の充実 ○ スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置 ○ 小中学校の校内生徒指導委員会等へのスクールソーシャルワーカー等の派遣 ○ 学校生活に関するアンケートの実施 ○ 不登校対応支援員（学級補助員）の配置 ○ 町適応指導教室「ぐんぐん」の設置 |
|--|

その結果、いじめの解消率（いじめの認知件数のうち解消した件数の割合）が、R2年度よりも1.7%減少しています。また、不登校児童生徒の割合は、小学校が2.2%とR2年度と同じで、中学校が1.5%増加しています。さらに、不登校復帰率（不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合）は、小学校が27.8%，中学校が24.1%減少しています。このことから、いじめ・不登校等への対応については、志免町教育委員会として、様々な取組をしておられるにも関わらず、課題が残されていると考えます。いじめは、児童生徒の関係性の中で生まれます。そのため、児童生徒が自らより良い人間関係を築く、自発的、自治的な活動を中心とした学級経営の充実にこれまで以上に取組んでいくことが求められると考えます。また、不登校については「学校が楽しければ登校する子供が増える」ということを基本に据えて、児童会活動や生徒会活動を中心とした楽しい学校づくりに取り組むことも大切です。さらに、小学校と中学校の不登校、不登校傾向の児童生徒の情報を共有し、早い段階から対応していくことも大切です。

<施策6>環境や福祉等に関する教育の充実への対応について

施策6では、表6の内容に取り組みました。

表6：環境や福祉等に関する教育の充実に向けた具体的な取組

- 環境問題に関する教育の推進
- 福祉に関する教育の推進

その結果、全ての小中学校で環境問題や福祉に関する教育に取り組んでいます。平成29年度に告示された学習指導要領では、いくつかの教科等を組み合わせたり学校外の人材を活用したりするカリキュラム・マネジメントの実現が求められていますので、環境や福祉をテーマにする教科横断的な学習の一層の充実を目指していかれることを望みます。

<施策7>子供の読書活動の充実への対応について

施策7では、表7の内容に取り組みました。

表7：子供の読書活動の充実に向けた具体的な取組

- 子供の読書活動の推進

その結果、「1日30分以上読書する」と回答した小6、中3の児童生徒の割合が小学校が3.6%、中学校が6.7%増加しています。取組の成果が見られると思います。

今後は、学級活動(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」の主体的な学習態度の形成と図書館利用指導の内容で、小学校1年生から中学校3年生までの系統的な図書館利用指導を行うことも肝要だと考えます。

3 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

志免町教育委員会は、学校・家庭・地域の連携・協働の推進に向け、<施策8>学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備に取り組みました。

<施策8>学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備について

施策8では、表8の内容に取り組みました。

表8：学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備に向けた具体的な取組

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動事業の一体的推進
- 学校評価等の公表
- 「土曜授業」の実施
- 「教育について考える月」の周知

その結果、コミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を「よく行った」と回答した学校数がR2年度の1校から2校に増えています。このことから、徐々に連携・協働体制は整備されてきていると考えます。今後は、学校・家庭・地域が互恵的な関係を保ちながら活性化していくコミュニティ・スクールの実現に向け、教育委員会と関係各課の連携も強化していかれることを望みます。

4 社会にはばたく力を育成する教育の推進

志免町教育委員会は、社会にはばたく力を育成する教育の推進に向け、<施策10>一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実、<施策11>キャリア教育・職場体験の推進、<施策12>英語力の向上に取り組みました。

<施策10>一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実について

施策10では、表9の内容に取り組みました。

表9：一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実に向けた具体的な取組

- 個別の指導計画や教育支援計画の作成
- 「ふくおか就学サポートノート」の活用の促進
- 特別支援教育体制の整備

- 教職員の専門性の向上
- 特別支援学校対応支援員（学級補助員）及び特別支援教育相談員の配置
- 教育環境の整備

その結果、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成している割合が100%であり、特別な支援を要する子供の小中の引き継ぎにおける「ふくおか就学サポートノート」の活用率が73.8%になりました。このことから、概ね良好な結果を示していると考えます。個別の教育支援計画は、保護者との契約的な性質を持っていますので、子供の成長をどこまで目指すのか、そのための学校での指導内容、家庭での協力などについて共に作成されることが望ましいと考えます。また、個別の教育支援計画に基づいて個別の指導計画が作成され、特別支援学級や協力学級の指導に生かされるようにすることも肝要だと考えます。

<施策 11>キャリア教育・職場体験の推進について

施策 11 では、表 10 の内容に取り組みました。

表 10：キャリア教育・職場体験の推進に向けた具体的な取組

- 発達段階に応じた計画的、継続的、組織的なキャリア教育の推進

その結果、「将来の夢や目標をもっている」と回答した小6、中3の児童生徒の割合が小中学校とも下回っています。今回の改訂で、特別活動がキャリア教育の要として明記され、学級活動(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」が新設され、小中学校が系統的にキャリア教育に関する内容を学ぶことができるようになりました。キャリアパスポートを効果的に活用しながら、発達の段階に応じたキャリア教育が実施されることが求められます。志免西小学校では、学級活動(3)で推進するキャリア教育について研究に取り組んできておられますので、その成果を共有されるのもいいと考えます。

<施策 12>英語力の向上について

施策 12 では、表 11 の内容に取り組みました。

表 11：英語力の向上に向けた具体的な取組

- 国際化に対応する国際理解教育や外国語教育の充実
- 小学校の英語教育の推進
- 中学校の英語教育の推進

その結果、英語検定3級程度以上の資格または相当する力を有する中3生徒の割合がR2年度よりも7.8%下回っています。今後は、英語力の向上に対する評価は、国際理解教育や外国語教育、小学校の英語教育の実施状況などからも多岐にわたって行なっていくことが必要だと考えます。

5 安全で快適な教育環境の整備推進

志免町教育委員会は、安全で快適な教育環境の整備推進に向け、<施策 13>学校ICT環境の整備・情報活用能力の育成、<施策 14>管理体制の整備、<施策 15>学校施設設備の整備・充実、<施策 16>職員の指導力量を高める研修の充実・働き方改革の推進に取り組みました。

<施策 13>学校ICT環境の整備・情報活用能力の育成について

施策 13 では、表 12 の内容に取り組みました。

表 12：学校ICT環境の整備・情報活用能力の育成に向けた具体的な取組

- 1人1台コンピュータの整備
- ICTを活用した学習活動の充実
- 情報リテラシー及び情報モラル教育の充実

その結果、ICT機器を活用した授業をほぼ毎日行なったと回答した学校数が6校全てであり、授業にICTを活用して指導することができる教職員の割合が15%と上昇しています。このことから、十分な成果が出ていると考えます。今後は、情報を正しく活用する力を高める教育活動を発達の段階に応じて行い、これからの時代を生きる子供たちに必要な資質・能力を育成することを目指してほしいと考えます。

<施策 14>管理体制の整備

施策 14 では、表 13 の内容に取り組みました。

表 13：管理体制の整備に向けた具体的な取組

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 通学路の安全確保○ 児童生徒の安全に関する情報の配信○ 危機管理体制の整備と危機管理意識の高揚○ 災害を想定した避難訓練の実施 |
|--|

その結果、6校全ての学校で、危機管理マニュアルに基づく職員研修、年2回の避難訓練（火災・地震）が実施されました。このことから、取組の成果はあったと考えます。今後は、既に実施されていると思いますが、学校の施設設備や通学路の安全点検を定期的に行い、児童生徒の安全が確保されることを望みます。

<施策 15>学校施設設備の整備・充実

施策 15 では、表 14 の内容に取り組みました。

表 14：学校施設設備の整備・充実に向けた具体的な取組

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 小中学校施設の長寿命化 |
|---|

この取り組みについての指標は、R4年度以降に作成するので、評価は行われていません。

<施策 16>職員の指導力量を高める研修の充実・働き方改革の推進

施策 16 では、表 15 の内容に取り組みました。

表 15：職員の指導力量を高める研修の充実・働き方改革の推進に向けた具体的な取組

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 教職員の指導力量を高める研修の充実○ 教職員の働き方改革の推進 |
|--|

その結果、教職員が、校外の教科教育に関する研究会等によく参加していると回答した学校数が3校であり、時間外勤務の上限目安が月45時間以下の教職員の割合が75.8%であった。研修への参加は、教職員の指導力向上に不可欠なものであり、人材育成と併せて意図的、計画的な研修への参加を管理職は促すことが求められる。また、超過勤務にならないように校内の会議や研修のあり方の見直しや中学校の部活動への指導者を校外に求めるなどの取組も今後求められると考えます。

社会教育主要施策

3 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

志免町教育委員会は、学校・家庭・地域の連携・協働の推進に向け、<施策 9>社会教育活動の推進体制の整備に取り組みました。

<施策 9>社会教育活動の推進体制の整備について

施策 9 では、表 16 の内容に取り組みました。

表 16：社会教育活動の推進体制の整備に向けた具体的な取組

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 社会教育活動の推進体制の整備 |
|--|

その結果、自分の周りあいさつや相談等ができる大人がいると答えた子供の割合がR2年度の78%から1%下回りました。今後は、社会に開かれた教育課程の実現に向け、子供たちが地域の人々との関わりから学ぶ学習の推進やコミュニティスクールの導入などにより改善されていくと考えます。

<施策 17>社会教育活動・住民活動の推進について

施策 17 では、表 17 の内容に取り組みました。

表 17：社会教育活動・住民活動の推進に向けた具体的な取組

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 公民館の活用促進○ 公民館役員研修の実施 |
|---|

その結果、町公民館役員研修への参加者数の指標は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施

されなかったので評価できていません。今後のコミュニティスクールの実施で、社会教育活動への参加も推進されると考えます。

7 スポーツ・文化活動の推進

志免町教育委員会は、スポーツ・文化活動の推進に向け、＜施策 18＞ライフステージに応じたスポーツの支援、＜施策 19＞生涯学習・文化活動の活性化に取り組まれました。

＜施策 18＞ライフステージに応じたスポーツの支援について

施策 18 では、表 18 の内容に取り組まれました。

表 18：ライフステージに応じたスポーツの支援に向けた具体的な取組

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 「する」「みる」「ささえる」の多様な形での「スポーツ参加人口」の拡大○ スポーツ施設の計画的な整備 |
|--|

その結果、町内のスポーツ施設を利用したことのある人の割合が、コロナ禍の影響もあり 17%に減少しました。町内のスポーツ施設に対する満足度は、83%に増加しています。

このことから、コロナ禍であってもスポーツ施設の管理は十分に行われていたことが分かります。

＜施策 19＞生涯学習・文化活動の活性化について

施策 19 では、表 19 の内容に取り組まれました。

表 19：生涯学習・文化活動の活性化に向けた具体的な取組

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 文化祭等の発表の場の創造○ 生涯学習に関する情報提供○ 生涯学習施設等の計画的な整備 |
|--|

その結果、町内の文化施設を利用したことのある人の割合が前年度と変わらず 27%となっています。町内の文化施設に対する満足度は、2%の増になっており、今後、コロナの影響から徐々に開放されてくれば、さらに取組の成果が見えてくると考えます。

8 ふるさと意識の向上

志免町教育委員会は、ふるさと意識の向上に向け、＜施策 20＞文化財の保存・活用に取り組まれました。

＜施策 20＞文化財の保存・活用について

施策 20 では、表 20 の内容に取り組まれました。

表 20：文化財の保存・活用に向けた具体的な取組

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 竪坑櫓の保存・活用○ 本町の歴史や伝統文化の継承 |
|---|

その結果、町の文化財や伝統文化を知っている町民の割合が 5%の減になっています。総合的な学習の時間等にふるさとをテーマとする学習を位置付け、ふるさとの良さに触れることも大切だと考えます。

9 人権教育・人権啓発の推進

志免町教育委員会は、人権教育・人権啓発の推進に向け、＜施策 21＞人権教育・啓発の推進に取り組まれました。

＜施策 21＞人権教育・人権啓発の推進について

施策 21 では、表 21 の内容に取り組まれました。

表 21：人権教育・人権啓発の推進に向けた具体的な取組

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 人権・同和教育推進協議会の充実 |
|---|

- 人権相談事業の実施
- 人権週間・同和問題啓発強調月間の充実
- 人権教育実践研修会の実施と副読本の活用
- 志免町子どもの権利条約に基づく教育の充実

その結果、人権尊重について正しく理解している町民の割合が5%増加しています。人権が守られていると感じている町民の割合は4%減少しています。人が困っているときは、進んで助けていると答えた小6，中3の児童生徒の割合は小中共に増加しています。このことから、人権教育・人権啓発の推進にかかる取組は、概ね効果的であったと考えます。

以上、令和4年度の志免町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行について意見を述べさせていただきました。教育委員会の評価を見せていただきながら、「人」と“街”がにぎわい魅力あふれるまち（人づくりと地域づくり）「子供の笑顔あふれるまち【子ども】」の「志免町の教育基本目標」のもと「夢や志をもち、ふるさと志免を拓く人づくり」の具現化に向け、教育委員会各課が、コロナ禍という非常に厳しい状況の中であって、懸命に努力されてこられたことが理解できました。今後、さらに、志免町の教育行政が充実・発展されるためにいくつか考えたことを述べさせていただきます。

1 具体的なエピソードも交えた評価について

志免町教育委員会は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に向け多用な取り組みを進めてこられました。その取組について点検評価し報告書を作成され、志免町議会に説明されます。このことは、教育委員会の取組について説明責任を果たされることとなり貴重な取組であると考えます。説明を受ける側からすると、点検評価は、分かりやすい方が助かります。そのため、次年度からの点検評価については、取組状況の割合だけでなく、具体的にどのような変化が見られたのかを具体的なエピソードで示すなどの点検評価もわかりやすいと考えます。

2 児童生徒の学校適応を促進する専門家の活用について

志免町におかれましては、SCやSSWなどの専門家の活用に積極的に取組んでおられます。特に、家庭での問題で学校に来ることができない児童生徒や特別に配慮が必要な児童生徒については、専門家と連携してアセスメントや支援を行うことが重要です。そのために、学校では、専門家と連携するための窓口や校内委員会などの組織の充実が求められます。また、そのような専門家に対して、丸投げにならないように日頃から学級経営の充実に努めるなど、学級担任を中心にした学校適応が促進されることも大切です。教育委員会におかれましては、このような視点も考慮されながらの活用促進が求められると考えます。学習指導要領では「児童生徒の自発的、自治的活動を中心にした学級経営の充実」が求められました。子供たちが、自分たちで学級や学校生活向上の問題を見つけ、解決のために話し合い、友達と協力して実践に取組む中で、よりよい人間関係を構築するような学級経営が求められていることにも十分に目を向けてほしいと考えます。

3 スタートカリキュラムの充実

学習指導要領では、幼児期の遊びを通じた総合的な指導を通じて育まれてきたものが、小学校での各教科等における学習に円滑に接続されるようにスタートカリキュラムを編成することが求められました。志免町におかれましてはこれまでも保幼小中の連携を重視した教育活動に取組んでこられました。そのことを基盤に取組を進められたらいいと考えます。特に、幼児教育では非認知能力と言われる、友達を大切にするとか約束や決まりを守るなどの数字では測れない能力の育成が求められます。小学校では、幼児教育の上に立ってより良い生活を自分たちでつくろうとする自主的、実践的な態度を育成し、中学校においては、小学校の学びの上に立って、主体的に進路選択ができる能力の育成が求められます。そのためにも、それぞれの発達の段階に応じた教育活動の充実と、目の前の子供たちの成長を見通しながら教育活動に取組むことが必要になってくると考えます。

4 主体的・対話的で深い学びへの授業改善

これからの社会を生きる子供たちには、新しい問題に出会っても、自分の知っていることを活用して何とかして解決しようとする主体的な態度が求められます。そのような、子供たちを育成するためにも、これまでのチョークアンドトークの授業から脱却し、自分で学習することの意味を考え、友達と話し合ったり資料を調べたりしながら課題を解決するような学習への転換が求められます。そのような学習を通して、その教科ならではの本質に迫ることができます。そのためにも、どのような授業が主体的、対話的で深い学びに繋がるのか、各教科等で育成する資質・能力の育成とも合わせて、全ての教職員で共有する校内研修などの充実が一層求められると考えます。

5 カリキュラム・マネジメントの推進

志免町には、教育資源が豊富にあります。また、地域の専門家や人生の先輩であるお年寄りもおられます。これらの教育資源を積極的に活用した「地域」をテーマにしたカリキュラム・マネジメントに取り組むことによって、ふるさと志免町のひと、もの、ことに触れ、志免町の良さを十分に味わう学習を展開することもできます。そのような指導計画をすべての教員が立てることのできる力を養う研修も今後は求められると思います。人が、育った地域を「ふるさと」と感じたり、学んだ学校を「母校」と感じたりするのは、そこで過ごした時間ではなく、関わりだそうです。つまり、どれだけ志免町の良さに触れたかということです。そのような志免町の良さに触れ、ひたることができるカリキュラムを各学校でつくっていかれることの必要性を考えます。

以上、今後、益々志免町の子供たちが、これからの時代に求められる資質・能力を身につけ一人一人が輝いていかれることを祈念いたします。